

## 10月から「電気自動車等の整備業務」に係る特別教育が新たに義務付けられます

宮城労働局労働基準部健康安全課

50 ボルトを超える大型蓄電池を内蔵する、電気自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車等（以下「電気自動車等」といいます。）の普及が進んでいます。

従来、これらの大型蓄電池を取り扱う整備業務は「低圧電気取扱業務」の特別教育の実施が義務付けられてきたところですが、10月1日からは、電気自動車等の整備業務による労働災害を防止するため、「電気自動車等の整備業務」に係る特別教育が新たに義務付けられます。

ついては、新たに電気自動車等の整備業務に従事する労働者は、改正後のカリキュラムに基づいた特別教育を受講が必要となりますので、適切にご対応ください。

詳しくは、宮城労働局労働基準部健康安全課又は最寄りの労働基準監督署まで。

【参考】関係通達 <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc.tsuchi/T190813k0010.pdf>